社労士 ふ く し ま 月間情報 No.212

2015.3 月号

福 島 県 社 会 保 険 労 務 士 会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会 蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1～ 県会情報　・総会の案内及び会員事務所職員表彰の推薦
・研修会の予定　・年金・労働総合相談所
・電子申請どうでしょう

P2～ 連合会情報　・第 11 回特別研修　・電子申請ヘルプデスク
・調停人養成講座　・連合会ＨＰ会員専用ページ情報
・社会保険労務士使用者賠償責任保険制度

P4～ 関係機関だより　・福島労働局・独立行政法人勤労者退職金共済機構
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

事務局だより

政連だより

P8～ 理事会報告

1. 会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について

（P12～）提出期限：4 月 3 日（金） 提出先：当該支部

県　会　情　報

1. 総会のご案内及び会員事務所職員表彰の推薦について

平成 27 年度の総会の日程が決まりましたのでお知らせいたします。

日　時　　平成 27 年 6 月 12 日（金）午前 10 時 30 分～（予定）

場　所　　御宿東鳳（会津東山温泉）

多数のご出席をお願いいたします。

また、平成 27 年度総会の席上で会員及び会員事務所に勤務する職員を表彰する予定にしております。該当される職員の方がいる際は、別紙（P13）により **4 月 3 日（金）までに当該支部へ提出**してください。

2. 研修会の予定

研修名	日　程	時　間	場　所
マイナンバー制度に関する伝達研修	4 月 17 日（金）	10：00～12：00	福島テルサ（福島市）
	4 月 22 日（水）	13：00～15：00	会津若松ワシントンホテル（会津若松市）
	4 月 23 日（木）	13：00～15：00	ホテルハマツ（郡山市）
	4 月 24 日（金）	13：00～15：00	ＬＡＴＯＶ（いわき市）

※開催案内については後日送付いたします。また受講については、どの会場でも受講いただけます。

3. 年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	年金･労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
26 年度(1 月)	6 件	7 件	9 件	9 件
3/25(水)	0 件	0 件	1 件	1 件
今年度実績	6 件	7 件	10 件	10 件
総計	H15.6～27.2　150 件		19.7～27.2　103 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
2/18～3/4	3 件	3 件	2 件	2 件

＜次回相談員＞

○年金・労働総合相談所

【3/25】

・菅野哲子

・佐野光夫

○被災者支援無料相談会

【3/11】立島　孝

【3/18】渡邉浩美

【4/1】　丹治　勧

電子申請どうでしょう【第 19 回】

皆さん、こんにちは。電子申請生活、エンジョイしてますか？確定申告を終えて、やっと気持ちが２０１５年の雰囲気になってきた（遅い）電子化推進特別委員の鈴木です。もちろん、確定申告もｅ－Ｔａｘを使ってバリバリ電子申請しています。前年のデータを読み込ませれば、入力が省略できて、かなり楽に申告できます。(私は半年以上、青色申告の記帳作業を怠っていたため大変でしたが・・・。）既に利用されている方が多いとは思いますが、こちらもお勧めです！

さて、社労士業務での電子申請ですが、私の場合は利用歴２年となり、慣れからくる油断のせいか、ここ最近ミスが多くなってきました。一番多いのが添付書類データの添付漏れです。なぜか e - Gov 上に送信した瞬間に気付き、焦って差し戻し依頼をするということが結構よくあります。たまに差し戻しができない手続があり、その場合は添付漏れの申請と添付後の再申請とが両方残ってしまい、管轄の役所の方から電話を頂くことになります。差し戻しができる手続とできない手続の違いがなんなのかはわからないのですが、意図せずとも迷惑行為を繰り返してしまう自分に反省の日々です。

このように電子申請大好きっ子を気取っているくせに、実際の場面ではそそっかしくミスを繰り返している私ですが、役所の担当者の方は辛抱強く穏やかに指摘してくださることが多いです。感謝です。このように、私のような者でもなんとかやれていますので、これから電子申請を始めようと思っていらっしゃる方、少しくらい操作を間違えても大丈夫です！ぜひ挑戦してみて下さい。(私は間違えないように気を付けます。)

電子化推進特別委員会　委員　鈴木麻衣子（いわき支部）

連合会情報

1. 第 11 回特別研修及び代理業務試験について

◇研修の内容は、①中央発信講義（30.5 時間)、②グループ研修（18 時間)、③ゼミナール（15 時間）　総 63 時間＋30 分の研修となります。

◇第 11 回特別研修の実施時期は以下のとおりです。

中央発信講義　杉妻会館（福島市）

9 月 26 日(土)、27 日（日）

10 月 3 日(土)、4 日(日)、10 日(土)

グループ研修　南東北総合卸センター協同組合（郡山市）
10 月 16 日(金)、17 日(土)、24 日(土)

ゼミナール　平成 27 年 11 月 13 日（金）6 時間
11 月 14 日（土）6 時間（同上）
11 月 21 日（土）3 時間（午前）

代理業務試験　11 月 21 日（土）2 時間（午後予定）

◇応募に関する詳細は、連合会より送付「月刊社労士」6 月号掲載予定です。

2. 「電子申請ヘルプデスク」の設置について

連合会では、電子申請の利用促進策の一環として「電子申請ヘルプデスク」を設置しています。事業主の電子署名等に代わる取扱い（送信代理・アクセスコード）や、申請可能となった離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届など、電子申請に関する問い合わせやご質問は下記ヘルプデスクをご利用ください。

≪電子申請ヘルプデスク≫

【電話番号】　０３－６２２５－４８６７
【設置期間】　平成２７年３月２日（月）～３月３１日（火）　（土日祝日を除く）
【受付時間】　午前　10:00~12:30　午後　13:30~16:30
※パソコン等の設置・設定に関する問い合わせはお受けすることができません。また、ヘルプデスク設置期間中は、電話が大変混みあいますので予めご了承ください。

電子申請ヘルプデスクでは以下の質問にはお応えいたしかねますので、該当するお問い合わせ先にてご確認ください。

●電子証明書の取消や発行のお申込み、電子証明書を新たに購入したパソコンでご使用される方法等、電子証明書に関するお問い合わせについて
連合会業務部事業課・03-6225-4869
（受付時間）　平日 9：30～12：00、13：00～17：30

●e-Gov 電子申請システムの初期設定（動作環境の確認、Java の設定等）や操作方法
電子政府利用支援ｾﾝﾀｰ・050-3786-2225 ・017-771-9008（IP 電話等をご利用の場合）
（受付時間）　平日（4 月～7 月）9：00～19：00（8 月～3 月）9：00～17：00
土日祝日 9：00～17：00

●磁気媒体届書作成プログラムを用いた電子申請（磁気媒体届書作成プログラムのインストール、利用方法）について
日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口・0570-058-555
（受付時間）　平日 9：00～19：00　第２土曜日 9：00～17：00

●業務ソフトに関する問い合わせについて
ご利用の業務ソフトを提供している各業務ソフト会社にお問い合わせください。

3. 公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）が開催する「調停人養成講座」について

調停とは何か、調停の手続、理念、有効性、技法等を知りたい方、実際に裁判調停、民間調停で調停委員を担当し、調停の進め方に悩みを持たれている方を対象に、日本仲裁人協会が「調停人養成講座入門編」（無料）を 2015 年 4 月 20 日（月）に東京霞が関の弁護士会館にて開催します。詳細につきましては、公益財団法人日本仲裁人協会（ＪＡＡ）ＨＰをご覧ください。 http://arbitrators.jp/

※本セミナーは、連合会、都道府県会が開催するセミナーではありません。申込み等ご質問は、公益財団法人日本仲裁人協会（ＪＡＡ）にお問い合わせください。

4. 連合会ＨＰ会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 平成 26 年度リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について
- 国民年金法施行令第 7 条及び第 8 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件について

＜トレンドボックス＞

- 特定保険料の納付申込（特例追納）のプレスリリース（情報提供）
- 繰上げ支給の老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料の免除申請等が遡及して承認された場合の年金額の取扱い②（指示・依頼）
- 平成 27 年度地域年金展開事業の取組（指示・依頼）

新制度のお知らせ

全国社会保険労務士会連合会では、
「社会保険労務士使用者賠償責任保険制度」の取扱いを開始します。

従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。加えて、**労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等身体障害を伴わない精神的苦痛等の法律上の損害賠償責任も補償**する、従来にない新しい保険制度です。

※保険内容の詳細は、**全国社会保険労務士会連合会「月刊社労士2月号」同封の「パンフレット」**をご覧ください。

連合会では、関与先企業に対して本保険制度をご案内することを目的として、1年後にその制度を立ち上げるべく検討を開始しています。今回は、先行して社労士事務所にご加入していただけるものとしてご案内します。

●本件に関するお問い合わせ先：**有限会社エス・アール・サービス**
〒103-0021　東京都中央区日本橋本石町3-2-12　社労士会館10F　TEL　03-6225-4873（受付：平日9：30～17：30）

関係機関だより

1. 改正パートタイム労働法が平成27年4月1日より施行・・・福島労働局

事業主はパートタイム労働者に対し、契約期間や賃金等の他、昇給・賞与・退職手当の有無などの事項に加え、パートタイム労働者のための相談窓口について文書交付により周知が必要となります。詳細は、下記にお問い合わせください。

【ご相談・お問合わせ】福島労働局雇用均等室　TEL:024-536-4609

2. 中小企業退職金共済新規契約申込手続について（お願い）（P14）

・・・独立行政法人　勤労者退職金共済機構

協会けんぽ

3. 平成27年度被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について（P15～）
4. 健康保険一部負担金等免除措置の一部改正について

震災により被災された方の健康保険の一部負担金免除措置について、平成27年3月に一部が改正となりました。詳細については、協会けんぽ福島支部HPをご確認ください。
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/fukushima

5. 月刊健宝、メールマガジン配信

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

6. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会ＨＰアクセス数情報

２月１日～28 日　総アクセス数　1,391

（内訳：新規 891　・リピーター500）

※ 登録事項の変更等について

氏名・自宅住所・事務所名称・事務所所在地は登録事項となっております。変更がある場合は所定様式（複写）による手続きが必要となりますので事務局へご連絡ください。

退会（登録抹消）する場合も、所定様式等により手続きが必要です。３月末日で退会を希望される方は、所定様式を**３月末日県会事務局必着**で提出いただきます。退会をお考えの方は、お早めにご連絡ください。

会務報告及び予定

2月　5日　街角の年金相談センター運営部長会議（浜松町東京會舘）
　　6日　理事会・幹事会（ホテル辰巳屋）
　　10日　福島支部第3回研修会（コラッセふくしま）
　　13日　復興支援事業無料相談会・セミナー（いわき中央台公民館）
　　郡山支部研修会（ビッグアイ郡山）
　　17日　街角の年金相談センター福島出張年金相談（アオウゼ）
　　19日　東邦銀行無料相談会（会津・原町・いわき）
　　20日　いわき支部第3回研修会（いわき市生涯学習プラザ）
　　20日　日本年金機構東北ブロックとの連絡会議（東北福島年金事務所）
　　いわき支部研修会（いわき市生涯学習プラザ）
　　25日　第142回年金・労働総合相談所（事務局）
　　26日　第３回研修会（いわきワシントンホテル）
3月　3日　会津支部研修会（ルネッサンス中の島）
　　4日　年金労働総合相談所第2回研修会（福島テルサ）
　　6日　常任理事会、街角の年金相談センター運営部委員会（事務局）
　　7日　年金事務所相談員スキルアップ研修（南東北総合卸センター協同組合）
　　9日　連合会理事会
　　10日　全国政連幹事会
　　12日　年金労働総合相談所正副所長会議（事務局）
　　13日　復興支援セミナー（ＬＡＴＯＶ）
　　24日　電子化推進特別委員会（事務局）
　　25日　第143回年金・労働総合相談所（事務局）
　　26日　白河支部総会

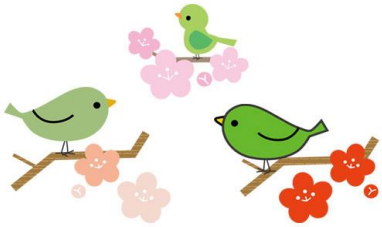

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【変更】	郡山	P9	大橋　隆一	事務所所在地（区画整理） 郡山市静西二丁目 42 番地
		P11	鈴木　正美	事務所所在地 郡山市桑野 5-13-4 コーポ井上 505
		P22	鈴木千佳子	その他→開業 鈴木千佳子社会保険労務士事務所 郡山市開成 4-25-8 グレイス開成 204 TEL:024-935-0360
【退会】	郡山	P22	本庄　松雄	4/1 付埼玉会へ異動

政連だより

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。

政治連盟は、社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日について】

平成 27 年 3 月 6 日付で、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布、施行されました。施行期日は下記のとおりとなります。

１．個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争目的価額の上限の引上げ（第 2 条第 1 項関係）・・・・・・・・・・・・・・・・平成 27 年 4 月 1 日

２．補佐人制度の創設（第 2 条の 2・第 25 条の 9 の 2 関係）
・・・・・・・・・・・・・・・・平成 27 年 4 月 1 日

３．社員が一人の社会保険労務士法人制度の創設（第 25 条の 6 等関係）
・・・・・・・・・・・・・・・・平成 28 年 1 月 1 日

【活動報告】

○２月 21 日（土）
一輝会
「国政報告会･新春の集い」
サンパレス福島
（宍戸会長出席）

○３月８日（日）
国輝会
「国政報告会・新春の集い」
いわきワシントンホテル
（中目幹事出席）

【吉野正芳衆議院議員より誓約書受領】

自民党吉野正芳衆議院議員より、誓約書に署名押印いただきました。

誓　約　書

このたび、貴政治連盟のご支援を賜るにあたり、以下の事項を守ることを、ここにお誓いいたします。

記

社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るために必要な政治活動を行います。

以上

福島県社会保険労務士政治連盟
会　長　宍　戸　宏　行　殿

平成27年3月5日

福島県第五　選挙区

氏　名　吉野正芳　印

第4回　理　事　会　報　告

日　時　平成２７年２月６日（金）１４：２０～１７：５５
場　所　ホテル辰巳屋（福島市）
出席者　１８名　金子会長、宍戸・冨田・星副会長、草野・武田・吉田常任理事、菅野・北目・大橋・清水・瀬尾・佐藤・菅沼・中目・蓬田・長倉・菊地理事
欠席者　１名　　渡邊理事

報告事項

・ 復興支援事業等の新聞広告を10月・１月に福島民報・福島民友に掲載。
・ 消費者庁による専門家派遣事業について相馬市での相談会は27年度も継続実施。
・ 復興支援事業として１月27日に福島県立医大病院で無料相談会及びセミナーを開催。
・ 福島県社協の労働条件審査・診断事業について追加申込により８法人実施。
・ 県内の市役所担当部署に労働条件審査導入等の説明を行った。
・ 街角の年金相談センター福島の出張相談を福島市「アオウゼ」で12月から月１回開催。
・ 年金相談及び手続に関する会員名簿を街角の年金相談センター福島のほか、福島県立医大病院、福島市国民年金課等に設置。
・ 12月２日、全国一斉電話相談を実施。相談６件、相談員３名。
・ 平成24年度高校生支援セミナー実施校へ案内を送付。３校の追加申込有。
・ 最賃センターの郡山市・会津若松市での出張相談の相談件数をあげるため、出張相談日にミニセミナーを開催。
・ 医療労務管理相談コーナーで２月19日、医療関係者を対象に労務管理セミナーを開催。
・ 福島県建設業協会委託「処遇改善に関するアドバイザリー業務」について、13社（延21件）の相談。
・ 全国健康保険協会より申請書・届出書様式変更に関する周知依頼があった。
・ 他　省略

審議事項

１．　平成26年度事業の進捗状況及び課題について

（1）東日本大震災及び原発事故復興支援事業

２月13日いわき市中央台公民館での相談会及びセミナー、３月13日の一般事業所向けセミナーの開催について広報に努め進めることを確認した。

（2）経営労務監査事業

①自治体等への今後の働きかけ

県内 13 市の担当部署を訪問して説明を行ったことを踏まえ、総会以降に各市首長へ労働条件審査導入等に関する要望書を出す。

また、自治体への働きかけとあわせて、議員にも働きかけていくことを確認した。

②労働条件審査・診断業務の会員への利用促進

社労士業務として労働条件審査・診断業務の利用促進を図るために引き続き研修会を開催する。なお、より会員の理解を深める工夫をし、研修の受講促進を図る。

③ＲＯＢＩＮＳを利用した経営労務診断サービス

12 県会で先行実施し、11 月から本格実施となった。２月 12 日の連合会での説明会に草野経営労務監査推進特別委員長が出席し、その内容について伝達研修を行う。

(3) 成年後見制度の事業について

他県会の状況を確認し、福島県会としては、受任依頼があった場合に会員個人への利益供与となるため、県会から独立した別団体を設立する。取りあえず名簿登載希望者を中心に任意団体を設立し、任意団体の詳細については、団体内で検討する。

なお、当面の間、県会に成年後見制度特別委員会を継続設置し、任意団体への協力・支援を行う。

新規養成・更新研修に関して、団体設立後は団体が実施する。県会としては委員会に関わる費用を予算計上する。

(4) 組織の強化について

会員が個人業務に関して営業的チラシを配付する行為について、チラシ等の内容が違法あるいは脱法的内容で利用者に誤解を招き、過度の期待を持たせるような内容でなければ、特段制限するものではないことを確認した。

委員会体制、役員の推薦について、総務委員会で検討し、次回理事会に報告することを確認した。

(5) マイナンバー制度について

２月19日の連合会説明会に菅野浩司理事（福島支部）、久井貴弘会員（郡山支部）に出席いただき、その伝達研修を４～５月に開催する。

２． 医療業への業務拡充について

連合会で「医療労務コンサルタント」の商標登録を行った。医療労務管理相談コーナーは医療機関及び医療従事者を対象とし、医療勤務環境マネジメントシステムの周知等であるので、医療機関を対象とした電話相談等について年金・労働総合相談所で具体的な対応の仕方等を検討することとした。

また、新規の医療労務コンサルタント育成のため研修を開催する。

３． 平成27年度の事業計画の骨子について

東日本大震災復興支援事業、会員の資質向上に関する事業等について、骨子の提案がされ、マイナンバー・電子申請の促進も含め各委員会で具体的な事業計画を策定することとした。

復興支援事業の中で毎週の年金・労働総合相談所の開設について、連合会で27年度も26年度同等の復興支援予算を予定していることから、27年度も引き続き毎週水曜日に年金・労働総合相談所を開設することとした。ついては、福島支部に相談員の推薦を依頼する。

４．　平成27年度の年金事業について

(1) 街角の年金相談センター福島の体制、運営について

当初、消費税の引上げに伴い年金受給資格期間が短縮されること等による相談の増加を見込み街角センターにおける相談ブースの増加が予定されていたが、消費税引上げが先送りされたことにより、相談ブースについて現状３ブースのままとなることを確認した。現状の中で６期生の養成を引き続き行うことを確認した。

(2) 年金事務所における窓口相談業務について

各事務所について、相談員を配置できる範囲で対応することを確認した。

５．　平成27年度総会について

(1) 総会の担当等について

日時　６月１２日（金）１１：００～

場所　会津若松市

(2) 総会等の開催の仕方について

総会後の懇親会に議員等来賓に出席いいただけるようセレモニー、総会、政連大会、懇親会の開催順序を検討した結果、これまでと同様とし、懇親会へも来賓を招待することとした。

６．　選挙管理委員会委員の選任について

27 年度総会において役員改選となることから選挙管理委員会を設置し、各支部から推薦された委員候補者をもって委員とすることで承認された。

なお、理事会からは佐藤明理事（会津支部）を委員とし、承諾された。

７．　行政相談委員への協力について

平成 25 年に協力依頼があり、任期２年で今年度満了となるため、あらためて協力依頼があった。桑折町での継続の他、福島市、富岡町（各１名）の依頼について検討した結果、協力することで福島支部、いわき支部に推薦を依頼する。

８．　諸規程の改正について

(1) 情報公開規則の一部改正について

改正内容については、前回の理事会で確認しており、施行については、制定時に総会で承認されているので、総会に提案することで準備する。

(2) 苦情処理相談窓口設置規程

連合会準則の改正案において、口頭（匿名含む）で苦情を受付けることについて検討した。福島県会としては、口頭ではなく文書での受付とすることで条文等について総務委員会で検討し次回理事会に諮る。

(3) 会則の一部改正について

社労士法改正により一人法人が認められたこと等について会則を一部改正しなければならないことを確認した。なお、具体的な条文については、連合会で整理中であり、

次回理事会で検討する。

９．　平成27年度の特別研修の実施について

27年度の特別研修（ＤＶＤ講義・グループ研修）について、理事会の責任で実施することを確認し詳細については時期執行部で検討する。

開催日は、９月26日（土）～10月25日（日）の間で土日を利用する。場所は、ＤＶＤ管理の都合によりＤＶＤ講義は福島市、グループ研修は郡山市で会場を確保する。

１０．　その他

(1) 職域侵害について

行政書士による労働者派遣法における許可・届出の提出代行の情報提供があり、日本行政書士連合会及び福島県行政書士会ホームページ上で行政書士の仕事として「人材派遣業」の記載がある。組織として取り上げていることから、社労士会としても連合会に是正の申入れを行うことを承認した。

(2) 職員の給与（繁忙手当）の支給について

今年度においても繁忙手当を支給することを承認した。

(3) その他

郡山市品川市長から懇談会の開催について申出があったので、懇談会の内容についてすり合わせを行い対応することとした。

次回理事会を５月１２日開催することとした。

福島社発第　２４１　号
平成２７年　３月１０日

開業・法人会員各位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公 印 省 略）

会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 27 年度総会の席上で会員及び会員事務所に勤務する職員に対し表彰を実施する予定にしておりますので、貴事務所で下記事項に該当される職員等の方がおりましたら、所属支部長にご報告下さるようお願いいたします。

記

１．表彰基準（表彰規程第２条第３号により）

「会員事務所職員で同一の事務所に５年（以後５年毎）勤務し、成績優秀で他の模範となる者」に対し感謝状を贈呈

会員事務所に勤務する会員配偶者も含む

- ５年勤務該当（H22.4.1～23.3.31 採用者）
- 10 年勤務該当（H17.4.1～18.3.31 採用者）
- 15 年勤務該当（H12.4.1～13.3.31 採用者）
- 20 年勤務該当（H7.4.1～8.3.31 採用者）
- 25 年勤務該当（H2.4.1～H3.3.31 採用者）
- 30 年勤務該当（S 60.4.1～61.3.31 採用者）　　以下５年毎

２．提出方法　　裏面様式により各支部長にご提出下さい（FAX 可）

３．提出期限　　平成２７年４月３日（金）必着

４．表彰者を理事会で決定のうえ、おってご連絡いたします。

平成 27 年 4 月 3 日締切

平成 27 年　　月　　日

支　部　長　様

会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について（回答）

当事務所職員について、福島県社会保険労務士会表彰規程第２条第３号に該当しますので、下記のとおり提出いたします。

●表彰基準（表彰規程第２条第３号により）

「会員事務所職員で同一の事務所に５年（以後５年毎）勤務し、成績優秀で他の模範となる者」に対し感謝状を贈呈

会員事務所に勤務する会員配偶者も含む

- ５年勤務該当（H22.4.1～23.3.31 採用者）
- 10 年勤務該当（H17.4.1～18.3.31 採用者）
- 15 年勤務該当（H12.4.1～13.3.31 採用者）
- 20 年勤務該当（H7.4.1～8.3.31 採用者）
- 25 年勤務該当（H2.4.1～H3.3.31 採用者）
- 30 年勤務該当（S 60.4.1～61.3.31 採用者）　　以下５年毎

記

ふりがな 職員氏名	採用年月日	備　　考

氏　名　　印

中小企業退職金共済　新規契約申込手続について

全国社会保険労務士会連合会

都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）を経由して中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）の**新規契約申込手続（以下「申込手続」という。）を行った際、**申込手続の取次業務を行った都道府県会会員の皆様には、ご所属の都道府県会を経由して**取次手数料をお支払しております。**

つきましては、以下に記載する注意点等をご留意のうえ、お手続くださいますようお願い申し上げます。

なお、手続方法等の詳細については、毎年『月刊社労士』10 月号に掲載されております案内記事をご参照ください。

■申込手続の注意点

- 契約申込書はご所属の都道府県会よりお取り寄せのうえ、ご使用ください。**契約申込書に都道府県会の押印・記入がないもの、または他の委託事業主団体取扱のものを使用した場合、取次手数料は発生しませんので十分ご留意ください。**
- 契約申込書の「委託事業主団体受付日付印」欄の「受付日」と「日付印」中央の「日付部分」の２箇所に金融機関への提出日を必ずご記入ください。
- 「委託事業主団体番号」13 桁のうち５桁は、所属する都道府県会にてあらかじめ記入されています。空欄８桁にご自身の登録番号（社会保険労務士法人の場合は、頭に「９」をつけた法人登載番号）を必ずご記入ください。
- 手続き完了後「契約申込書」（１枚目）のコピーをご所属の都道府県会へ必ずご提出ください。
  ご提出いただけない場合、取次者の確認ができないため、取次手数料をお支払することができませんので十分ご留意ください。

■問い合わせ先

中退共コールセンター　ＴＥＬ：０３－６９０７－１２３４

１．金融機関との申込受付に関するトラブル発生時の問い合わせ

⇒　上記コールセンターに、**①自身が社会保険労務士であること、②新規契約申込書の取次業務に関する問い合わせであること、③委託事業主団体として社会保険労務士会を経由していること**、以上３点をお伝えいただくとオペレーターから専門の担当者に繋がりますので、状況をご説明ください。同担当者が金融機関の窓口担当者に説明し、対処いたします。

※　社会保険労務士会が行う手続方法は、他の委託事業主団体が行う手続方法と異なりますので、金融機関窓口で手続を行う際に、申込受付に関するトラブルが発生した場合は、上記方法にてご対応ください。

２．上記１以外の問い合わせ（加入要件等）

⇒　個別の問い合わせ内容をコールセンターのオペレーターにお伝えください。

※　なお、契約申込書の取り寄せ方法、取次手数料についてはご所属の都道府県会までお問い合わせください。

社労連第１１４号
平成２７年３月６日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　西　　健　造
（公　印　省　略）

平成 27 年度 被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、全国健康保険協会理事長から当職あて、平成２７年２月１６日付協発第１５０２１６－０２号「平成 27 年度被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について」により、別紙のとおりの周知依頼をいただいたところでございます。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件にかかる様式等につきましては、連合会ホームページ（「社労士の皆さまへ」ページ）に掲載しておりますことを申し添えます。

謹　白

別　紙

協発第１５０２１６－０２号
平成２７年２月１６日

全国社会保険労務士会連合会会長　様

全国健康保険協会理事長

平成27年度被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの
社会保険労務士への送付について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国健康保険協会では、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、平成27年度においても、健康保険被扶養者資格の再確認業務を実施いたします。

被扶養者資格の再確認にあたっては、被扶養者状況リストを事業主様へお送りすることとなりますが、社会保険労務士と受託契約をしている事業所に係る同リストにつきましては、過去実施時と同様に、別添の方法により社会保険労務士へお送りする取扱いといたしますので、都道府県社会保険労務士会への周知方よろしくお願いいたします。

別添

平成27年度被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

1　同意書による取扱い

被扶養者状況リストを社会保険労務士への送付を希望する場合は、以下の方法にて同意書等を提出して下さい。

（1）受託事業所の同意

受託契約をしている事業主に対して、同意書（別紙1）により同意を得てください。

（2）同意事業所一覧表の作成

同意を得た事業所については、同意事業所一覧表（別紙2）により、協会けんぽ支部別（都道府県別）に取りまとめてください。

（3）協会けんぽ支部への提出

同意書及び同意事業所一覧表を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

2　誓約書による取扱い

同意書による取扱いのほか、社会保険労務士が誓約する方法についても、過去同様に取り扱うこととし、取扱いについては以下のとおりといたします。

（1）受託事業所の承諾

誓約による場合は、社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所に事前に承諾を得てください。

（2）誓約書の作成

誓約書（別紙3（様式例））の作成にあたっては、以下の内容について誓約してください。

①　受託事業所の事業主から事前に承諾を得ていること。

②　社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

（3）協会けんぽ支部への提出

誓約書及び同意事業所一覧表（別紙2）を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

なお、誓約書は平成27年度分として新たに作成してください。

3　過去実施時における既同意（誓約）事業所にかかる取扱い

過去の実施（平成22年度、平成24年度、平成25年度及び平成26年度）において、前記1（2）の方法により作成した同意事業所一覧表（写）を保管している場合は、以下の方法により、同意事業所一覧表（写）により提出しても差し支えありません。

また、今回改めて同意事業所一覧表を再作成する場合も同様とします。

（1）既同意事業所にかかる継続

過去実施時に同意を得ている事業所について、平成27年度も引き続き社会保険労務士への送付を希望とする場合は、同意事業所一覧表（写）「備考」欄に同意を得た年度「平成00年度 同意（または追加）」と記載してください。

なお、同意書は過去に提出済のため添付する必要はありません。

（２）同意事業所の追加

同意事業所一覧表（写）に同意事業所を追加する場合は、同意事業所一覧表（写）「備考」欄に「平成27年度 同意（または追加）」と記載し、必ず同意書を添付のうえ提出してください。（別紙２（記載例））

（３）受託事業所の削除

受託事業所を削除する場合は、同意事業所一覧表（写）の該当事業所を削除してください。（別紙２（記載例））

4　同意事業所一覧表の通番について

同意事業所一覧表の「通番」欄については、協会支部ごとに１番から順に番号を付し、該当番号を同意書の左上「同意事業所一覧表通番」に記入してください。

なお、誓約書により取り扱う事業所の場合は、同意事業所一覧表の通番のみ記入してください。

5　同意書等の提出期限

平成27年4月24日（金）までに事業所管轄の協会けんぽ支部へ提出してください。

6　同意書等（写）の保管

同意書（誓約書）及び同意事業所一覧表については、社会保険労務士において、その写しを取得し保管ください。

なお、提出された同意書については、特段、有効期限を設けることはありません。

7　被扶養者状況リスト等の送付

平成27年6月初旬より、該当事業所分の被扶養者状況リストを以下の方法により、協会けんぽ各支部より順次送付いたします。

（１）被扶養者状況リストのほか、リーフレット、被扶養者調書兼異動届及び返信用封筒を該当事業所分同封いたします。

（２）被扶養者状況リスト等は、同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士の事務所所在地に送付いたします。

8　その他留意事項

（１）　事業所記号の記載

同意書及び同意事業所一覧表に記載する事業所記号は、必ず「数字（被保険者証上部に表示されている７桁もしくは８桁のもの）」で記載してください。

（２）被扶養者状況リスト等の提出

被扶養者資格の確認が完了した被扶養者状況リスト等の提出にあたっては、以下の点に特にご留意の上、提出してください。

① 同封の返信用封筒にて、事業所単位で送付してください。

② 被扶養者状況リスト「副」は送付しないようお願いいたします。

③ 社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封し、被扶養者状況リストの写しの返送を求める場合は、返信用封筒（協会事務局あて）は使用せず、該当する協会支部へ直接提出（郵送）してください。

≪ 理 由 ≫

返信用封筒（協会事務局あて）にて提出された被扶養者状況リスト等は、協会けんぽが契約する委託業者において、全国分を一括して仕分け作業等を行います。

そのため、複数の事業所分を１つの返信用封筒に同封された場合や、社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封されると仕分け作業が円滑にできなくなるため。

別紙１

同意事業所一覧表通番

同　　意　　書

全国健康保険協会より送付される、当事業所の被扶養者状況リストについては、当事業所が社会保険関係の業務委託を行っている（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）に直接送付することに同意いたします。

全国健康保険協会＿＿＿＿＿支部長　殿

平成　　年　　月　　日

事業所整理記号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（数字）

事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号 ＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿

【ご注意ください】

この同意書の内容は、事業主がこの同意について取り消す旨の意向が全国健康保険協会に伝わらない限り有効となります。

別紙２

〒　　－

送付先（社労士事務所所在地、名称）を記入ください。

平成　　年　　月　　日提出

全国健康保険協会　　支部

同意事業所一覧表

通番	事業所記号(数字) （健康保険証に記載のもの）	事業所名称	備考

同意事業所一覧表（写）を使用する場合の記載例　　別紙２（記載例）

〒○○○-○○○○

○○市○○町○-○-○

○○社会保険労務士事務所

送付先（社労士事務所所在地、名称）を記入ください。

平成○○年○月○日提出

全国健康保険協会 ○○ 支部

同意事業所一覧表

通番	事業所整理記号(数字) (被保険者証に記載のもの)	事業所名称	備考
1	12345678	㈱○○工業	平成22年度　同意
2	12345679	㈲○○商事	平成22年度　同意
~~3~~	~~12345680~~	~~㈱○○○~~	平成24年度　削除
~~4~~	~~12345681~~	~~㈲○○工務店~~	平成25年度　削除
5	12345682	㈱○○	平成24年度　同意
6	12345683	㈱○○商店	平成24年度　追加
~~7~~	~~12345684~~	~~㈲○○技術~~	平成24年度追加、25年度削除
8	12345685	○○建設㈱	平成25年度　追加

別紙３（様式例）

誓　約　書

私は、全国健康保険協会より送付される被扶養者状況リストを同意事業所一覧表（別添）の受託事業所分について、私あてに直接送付することとし、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

被扶養者状況リストの直接送付について、受託事業所の事業主から事前に承諾を得ていること、また、このことについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

全国健康保険協会＿＿＿＿＿支部長　殿

平成　　年　　月　　日

事務所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務所所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会保険労務士氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿＿

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意書による方法～

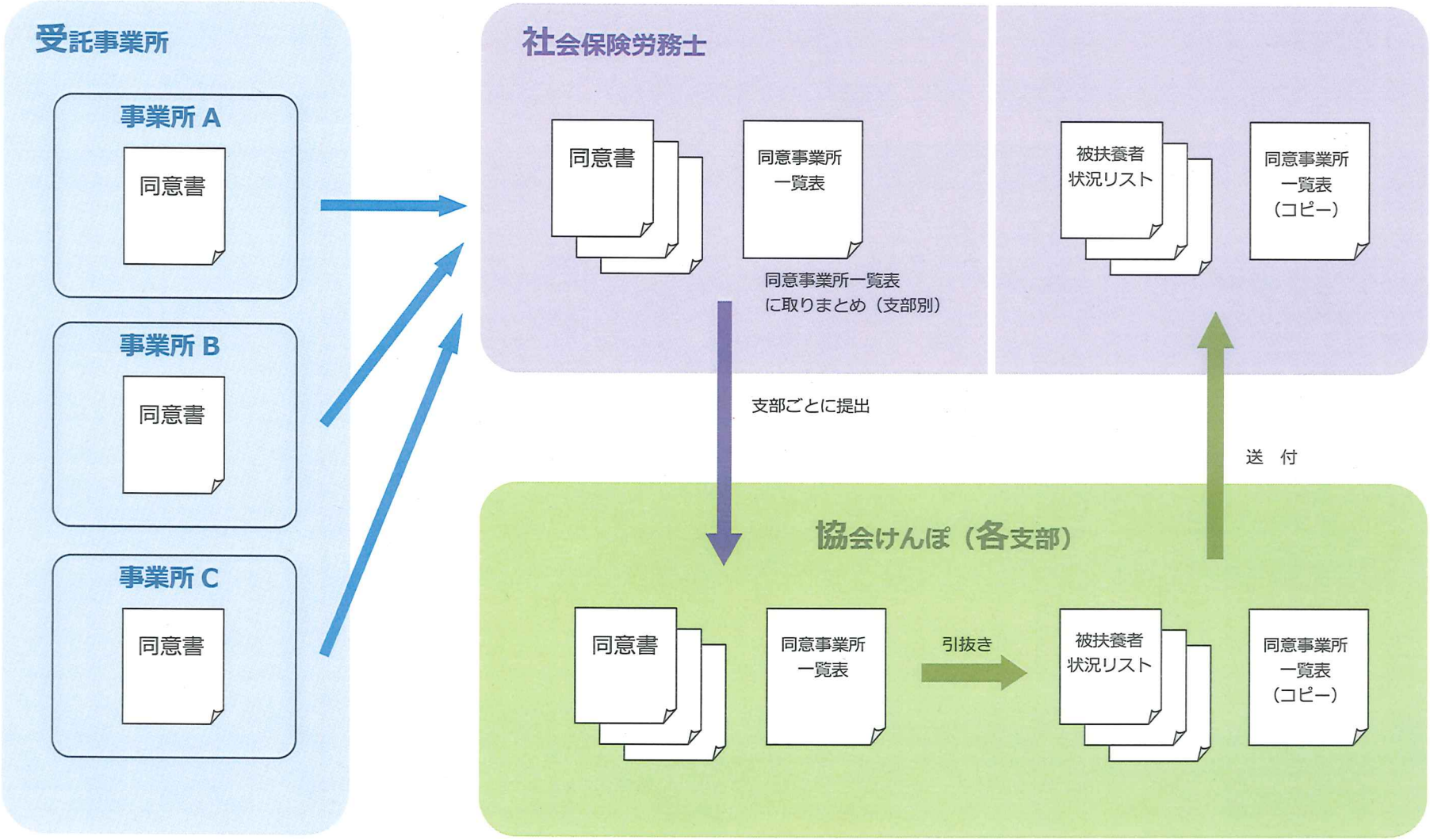

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～誓約書による方法～

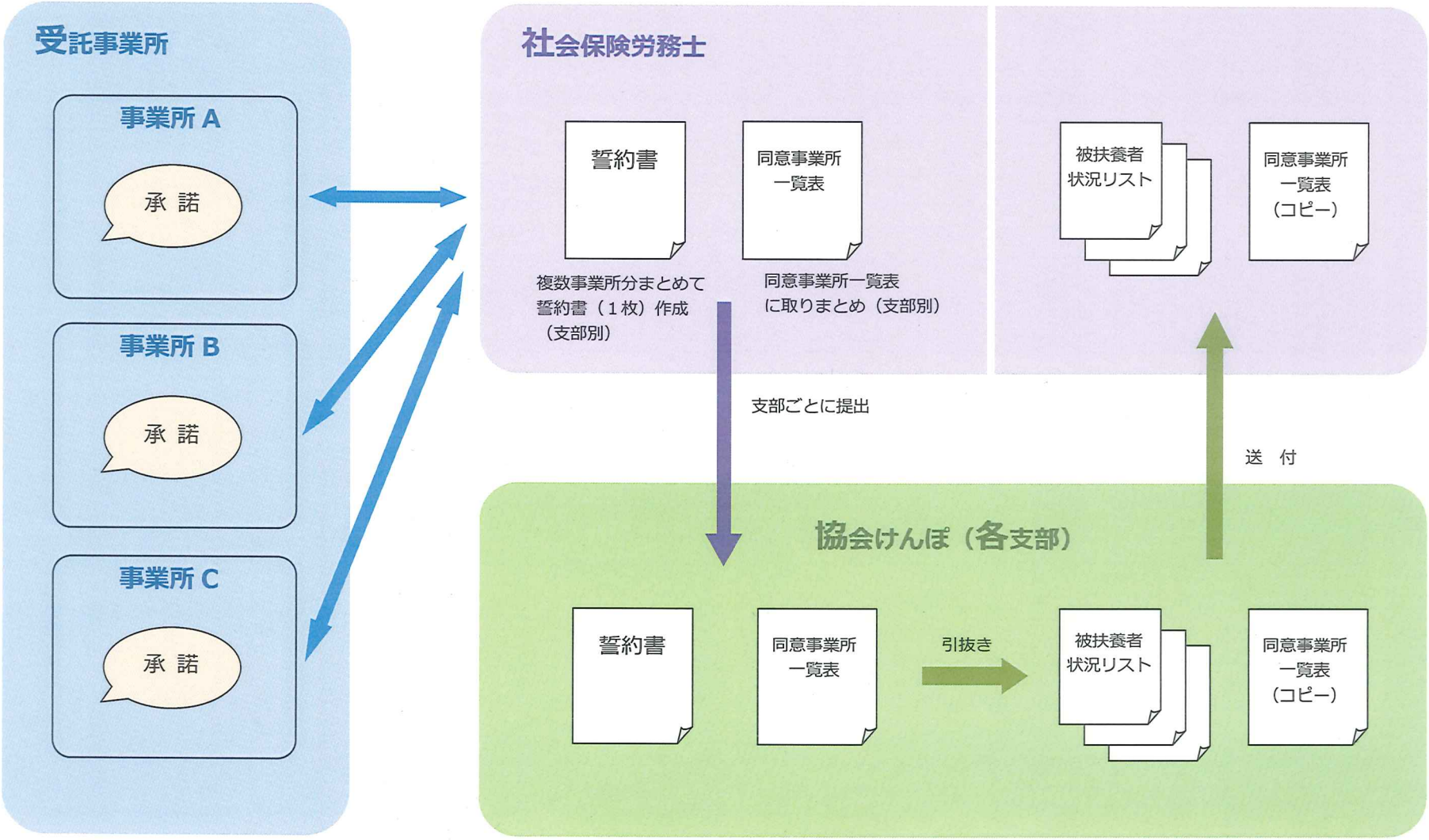

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意事業所一覧表（写）を使用する場合（同意書・誓約書）～

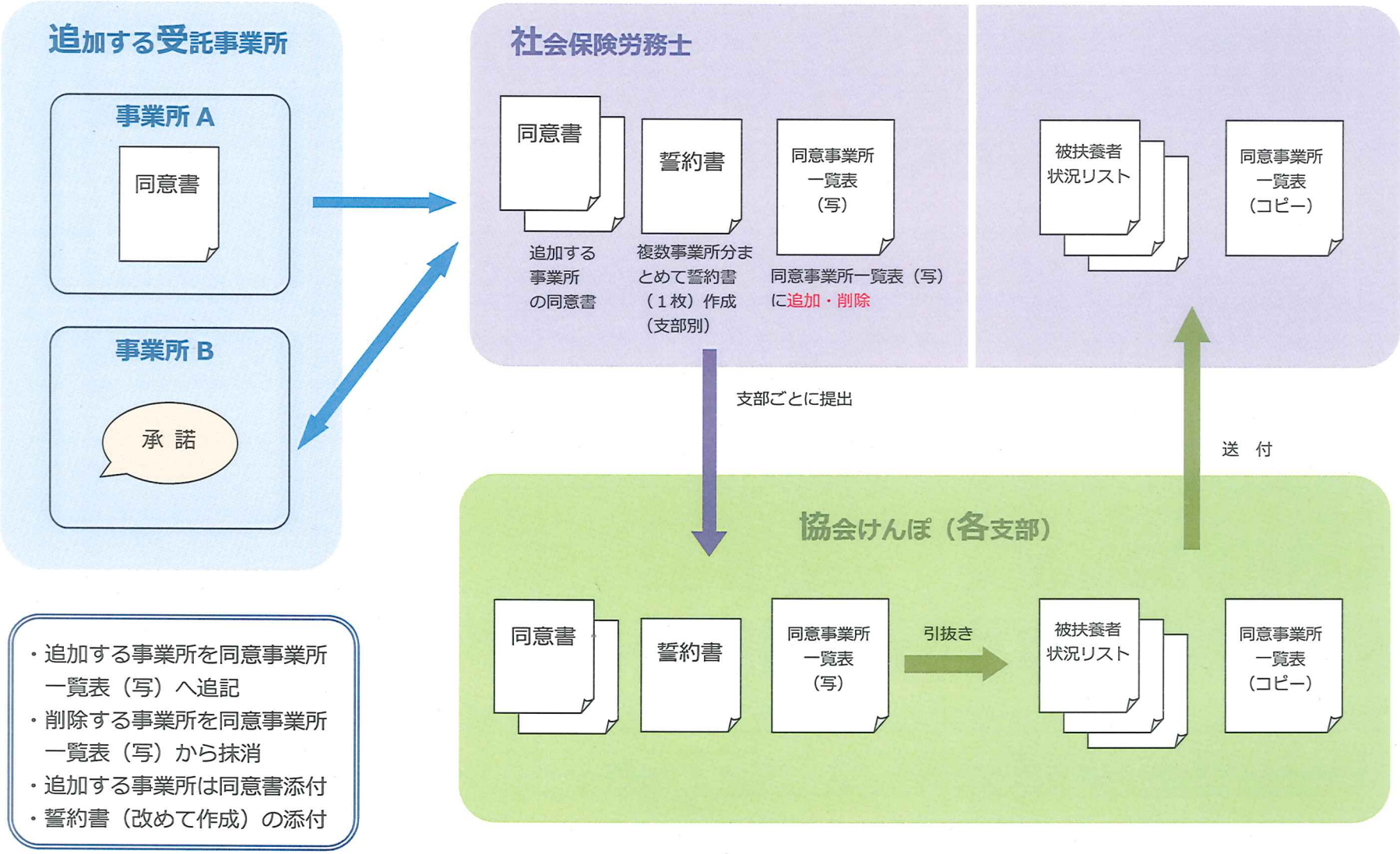

- 追加する事業所を同意事業所一覧表（写）へ追記
- 削除する事業所を同意事業所一覧表（写）から抹消
- 追加する事業所は同意書添付
- 誓約書（改めて作成）の添付